

# 高松市生活道路整備事業事務処理要綱

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 生活道路整備事業の実施

第1節 現道の一定区間拡幅改良（第4条—第10条）

第2節 現道の局部改良（第11条—第13条）

第3節 その他市長が必要と認める整備（第14条）

第3章 雑則（第15条—第17条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活道路整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）生活道路 地域住民が良好な生活環境を確保するため、本市に対し整備を要望する道路であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定により第3種第5級又は第4種第4級に区分されることとなる道路

イ アに掲げる道路に準ずるものとして市長が認める道路

（2）生活道路整備事業 地域住民の要望に基づき本市が実施する道路整備事業をいう。

（3）計画区間 生活道路整備事業を実施する区間をいう。

（4）公道 国、地方公共団体等が管理し、又は指定し、一般公共に供されている道路をいう。ただし、自動車の通行ができない農道、林道及び法定外公共物、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道は除く。

（5）計画幅員 生活道路整備事業実施後に予定する道路の有効幅員をいう。

（6）調査路線 第7条の規定により提出のあつた調査依頼書に係る路線をいう。

（7）計画路線 調査路線のうち、第9条第1項の規定により生活道路整備事業として

採択をした路線をいう。

- (8) 整備路線 第9条第2項に規定する要望書の提出があった計画路線のうち、本市が作成した当該計画路線に係る計画区間の道路計画について、当該計画路線に隣接する土地に関し所有権その他の権利を有する者、当該土地を現に使用している者及び当該計画路線に沿う水路を管理する者（以下「利害関係者」という。）の合意が得られた路線をいう。
- (9) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
- (10) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。
- (11) 筆界未定 不動産登記法第14条第1項及び第4項の規定により登記所に備え付けられた地図及び地図に準ずる図面において、隣接地との筆界が明確となっていない土地の状態をいう。

（整備の区分）

第3条 生活道路整備事業における整備の区分は、現道の一定区間拡幅改良、現道の局部改良及びその他市長が必要と認める整備とする。

## 第2章 生活道路整備事業の実施

### 第1節 現道の一定区間拡幅改良

（採択要件）

第4条 現道の一定区間拡幅改良として整備する路線は、原則として、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 道路法第3条第4号に規定する市道であること。
- (2) 道路幅員に4メートル未満の区間があるなど、歩行者又は自動車等の通行の安全性等の確保に支障があること。
- (3) 計画区間の起点及び終点は、他の公道に同一平面で交差し、又は接続しており、当該他の公道のいずれかは道路幅員が4メートル以上であること。ただし、既存の建物等が支障となる等当該計画区間を一体的に整備することができない相当の理由がある場合であって、計画区間の途中に公共施設等が存し、当該公共施設等から道路幅員が4メートル以上である他の公道までの区間を整備することができるときは、この限りでない。

(4) 路線の形状が、道路交通の流れに適合し、その機能を充分果たし得るものとして、道路構造令に準拠しているものであって、計画幅員が4メートル以上（計画区間が用途地域及び居住誘導区域のいずれにも指定されていない区域に存する場合は、原則として5メートル未満であるものに限る。）であること。この場合において、計画区間において整備する路線に沿う既設開水路は、計画幅員に含めないものとする。ただし、既存家屋が支障となるなど、他に拡幅できる方法がない場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該既設開水路の流下能力を確保するなど、当該既設開水路の管理者より同意を得ることを条件に、当該既設開水路を計画幅員に含めることができる。

ア 計画区間が通学路に指定されている場合又は計画区間において生徒及び児童の通過交通量が多い場合であって、主として歩行者及び自転車の通行安全確保に資する目的で、当該既設開水路を暗渠（きょ）化することにより、当該箇所を道路として使用することができるとき。

イ 土地改良事業、溢水対策事業等の生活道路整備事業以外の事業により当該既設開水路を暗渠（きょ）化して改修する場合であって、暗渠（きょ）化の方法及び当該暗渠（きょ）化に係る費用負担区分に関し、本市と当該既設開水路の管理者との間で協議が整っているとき。

ウ 計画区間が用途地域又は居住誘導区域に存する場合であって、当該既設開水路が香川県用水路等転落事故防止対策ガイドラインにおいて優先度が高いと判定されたものであるとき。

(5) 計画区間が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域若しくは国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域に存し、当該計画区間において整備する路線に隣接する土地が主として農地である場合、又は計画区間が山間部に存する場合にあっては、当該路線以外に容易に迂回をすることのできる道路がないものの、通過交通があるなどのため、生活道路として整備することが特に必要であると認められる路線であること。

(6) 路線の整備において、建物が支障とならないこと。ただし、当該建物の一部を除却する以外に拡幅できる方法がない場合又はこれに類すると認められる場合であつ

て、当該建物の一部除却等につき当該建物の所有者の了承が得られるときは、この限りでない。

(7) 河川、ため池その他の公共施設について、その根幹をなす施設の改良を伴うものでないこと。

(8) 計画区間の市道区域内に個人名義の土地があるときは、当該土地について、その所有者が本市に寄附をするものであること。

(9) 生活道路整備事業に係る道路用地の確保、支障となる物件（建物を除く。以下同じ。）の移転及び工事の施工等に関し、協力をするることについて、利害関係者の合意を得られることが明らかであること。

(10) 次条第1項の土地が次のいずれにも該当するものであること。

ア 筆界未定となっていないこと。

イ 登記名義人が死亡している場合にあっては、本市の用地取得に関し、当該登記名義人の相続人全員の同意が得られていること。

ウ 抵当権、根抵当権、地役権等の権利が設定されている場合にあっては、当該権利を抹消することについて当該権利者全員の同意が得られていること。

(用地取得単価等)

第5条 現道の一定区間拡幅改良に係る用地として取得する土地の単価は、別表のとおりとする。

2 前項の用地の取得に伴い必要となる土地の測量、分筆登記及び所有権移転登記に要する費用は、本市が負担する。

(損失補償等)

第6条 前条第1項の用地の取得に伴い支障となる物件の損失補償の額は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年用地対策連絡会決定）に基づき算定するものとする。

2 第4条第6号ただし書に該当する場合における建物の損失補償の額については、前項の規定を準用する。この場合において、「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年用地対策連絡会決定）に基づき」とあるのは、「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年用地対策連絡会決定）に基づき、除却工法等による建物移転料のみを」と読替えるものとする。

3 前項の規定により本市が負担する損失補償の額は、一の敷地につき、500万円を限度とする。

(調査依頼)

第7条 生活道路整備事業の実施を希望する地域の自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、当該事業について、その利害関係者と協議し、及び当該生活道路整備事業に係る現地調査その他の関連調査（以下「関連調査」という。）を依頼することについて、当該地域が属するコミュニティ協議会の代表者及び当該地域が属する連合自治会の代表者に報告をした上で、高松市生活道路整備事業調査依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の調査依頼書が提出されたときは、遅滞なく、申請者の立会いのもとでの関連調査を行わなければならない。

(審議会への諮問)

第8条 市長は、前条第2項の関連調査を終えたときは、遅滞なく、調査路線に係る採択の可否及び整備の優先度の判定について、高松市生活道路整備審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(決定及び結果の通知等)

第9条 市長は、前条の諮問に対する審議会からの答申を受けたときは、生活道路整備事業の採択の可否及び整備の優先度を決定し、その決定の内容を高松市生活道路整備事業計画路線採択（不採択）通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により採択の決定の通知を受けた者（以下「整備決定者」という。）のうち、整備の優先度が短期整備とされた者は、当該短期整備を要望する場合は、当該地域が属するコミュニティ協議会の代表者及び当該地域が属する連合自治会の代表者に報告をした上で、高松市生活道路整備事業要望書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 利害関係者全員の同意書及び誓約書（利害関係者全ての者の署名及び捺印のあるもの。ただし、計画区間内に橋梁<sup>りょう</sup>、軌道踏切、二級河川等の本市が協議又は調整をすべきものがあるときは、それらの管理者を除く。）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の要望書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、

速やかに当該計画路線に係る計画区間の道路計画を作成し、当該道路計画を利害関係者に周知してその合意を得るものとする。

- 4 市長は、前項の道路計画について利害関係者の合意が得られたときは、高松市生活道路整備事業整備路線決定通知書（様式第4号）により整備決定者に通知するとともに、当該整備路線に係る計画区間の整備計画を作成し、当該整備計画を利害関係者に周知してその合意を得るものとする。
- 5 市長は、前項の整備計画について利害関係者の合意が得られたときは、速やかに用地買収及び工事等に着手し、予算の範囲内で早期整備に努めるものとする。
- 6 整備決定者のうち、整備の優先度が中期整備又は長期整備とされた者は、当該整備を要望する場合、第1項の規定による通知があった日の属する年度の翌年度以降に、改めて第7条の規定による調査依頼を行わなければならない。

（計画路線及び整備路線決定の取消し）

第10条 市長は、整備決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活道路整備事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により申請又は要望をしたとき。
- (2) 第9条第1項の規定による採択の決定後の事情の変化により、第4条第9号又は第10号に該当しないこととなった場合であって、市長が整備が困難であると認めるとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

## 第2節 現道の局部改良

（現道の局部改良）

第11条 市長は、現道の一定区間拡幅改良による整備を行うことが困難であることが明らかである場合であって、現状のままでは歩行者又は自動車等の通行上の安全性等の確保に特に支障があると認めるときは、現道の局部改良により整備を行うことができる。

- 2 現道の局部改良として整備する路線は、原則として、第4条第9号及び第10号に該当するものとする。
- 3 現道の局部改良の整備方法は、交差点改良及び待避所設置とする。

（交差点改良）

第12条 交差点改良による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 交差点を通過する車両の軌跡により、必要となる隅切り等を設置すること。

(2) 改良予定の交差点全ての通過交通を想定した計画とすること。なお、交差点部における視距の確保のみの整備も交差点改良に含むものとする。

(3) 交差点に接続する道路の計画幅員は、原則4メートル以上とすること。

(待避所設置)

第13条 待避所設置による整備基準は次のとおりとする。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間における道路の大部分がいずれの待避所からも見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、原則として20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

### 第3節 その他市長が必要と認める整備

(その他市長が必要と認める整備)

第14条 市長は、現道の一定区間拡幅改良及び現道の局部改良による整備を行うことが困難であることが明らかな場合であって、地域住民の要望を踏まえ、まちづくりの観点から、これら以外の方法による生活道路の整備が必要であると認めるときは、審議会に諮問し、その答申に基づき、必要と認める整備をその他市長が認める整備として行うことができる。

2 その他市長が必要と認める整備として整備する路線は、原則として、第4条第9号及び第10号に該当するものとする。

### 第3章 雑則

(準用)

第15条 現道の局部改良及び前条に規定するその他市長が必要と認める整備の実施については、第5条から第10条までの規定を準用する。

(適用除外)

第16条 この要綱は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 都市計画道路等の整備

(2) 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受けて開発される区域内的の道路の整備、改良等

(3) 定周期式信号機が設置された、又は設置される予定がある交差点の改良

(4) 市道の維持管理に係る道路構造物及び舗装の補修、修繕等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年 8月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際既に道路拡幅等についての要望書を受理している路線の生活道路整備事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際既に道路拡幅等についての要望書を受理している路線の生活道路整備事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際既に道路拡幅等について、第9条第2項の要望書を受理している路線に係る生活道路の整備の実施については、なお従前の例による。



別表（第5条関係）

地域区分	地目	用地取得単価	
用途地域又は 居住誘導区域	宅地	路線価※	ただし、既設道路の中心線 から2.0mまでの部分 は、300円/m <sup>2</sup>
	農地・雑種地	路線価※の60%	
	その他	路線価※の10%	
その他の地域	—	300円/m <sup>2</sup>	

※ 路線価とは、固定資産税路線価をいう。

年 月 日

（宛先）高松市長

（申請者）自治会長  
住 所  
氏 名  
連絡先

高松市生活道路整備事業調査依頼書

次の路線及び区間において生活道路整備事業の実施を希望するので、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第7条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて関連調査を依頼します。なお、この調査依頼書を提出することについて、コミュニティ協議会会長及び 連合自治会会長に報告をしています。

- 1 対象路線名 市道 線
- 2 要望区間 高松市 地内（別添位置図のとおり）
- 3 整備区分 現道の一定区間拡幅改良（計画幅員 m・整備延長 m）  
現道の局部改良（交差点改良・待避所設置： か所）  
その他の整備（具体的内容： ）
- 4 整備目的
- 5 利害関係者との協議状況
- 6 道路用地となる土地について、次のとおり確認しました。
  - （1）筆界未定となっていない。 . . .
  - （2）登記名義人が死亡している場合、本市の用地取得に関し、  
相続人全員より同意を得られている。 . . .
  - （3）抵当権、根抵当権、地役権等の権利が設定されている場合、  
当該権利者全員より抹消の同意を得られている。 . . .
- 7 現地調査希望日時 年 月 日 時頃
- 8 添付資料
  - （1）位置図
  - （2）その他市長が必要と認める書類

注 6については、該当する□にレ印を記入してください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市生活道路整備事業計画路線採択（不採択）通知書

年 月 日付で調査依頼のあった生活道路の整備について、次のとおり決定したので、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第9条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

1 採択の可否 及び 整備の優先度	計画路線として（採択・不採択）		
	採択の付加条件		
	不採択の理由		
		短期整備	中期整備
2 路線名	市道 線		
3 整備区間	高松市 地内 (裏面、位置図のとおり)		
4 整備区分			
5 整備概要	計画幅員	m、	整備延長 m

注1) 【整備の優先度が短期整備の場合】別添の高松市生活道路整備事業要望書（様式第3号）を提出するようお願いします。要望書が提出された後に、本市が作成する道路計画及び整備計画について利害関係者全ての合意が得られたときは、整備路線として生活道路整備事業に着手します。ただし、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第10条の規定に該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

注2) 【整備の優先度が中期整備又は長期整備の場合】高松市生活道路整備事業要望書を提出することはできませんが、当該整備が必要であるとして当該整備を要望したい場合は、本通知のあった日の属する年度の翌年度以降に改めて高松市生活道路整備事業調査依頼書（様式第1号）を提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

（申請者）自治会長  
住 所  
氏 名  
連絡先

高松市生活道路整備事業要望書

年 月 日付け高 第 号で計画路線の採択の通知があった生活道路の整備を要望するので、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第9条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて提出します。なお、この要望書を提出することについて、コミュニティ協議会会長及び 連合自治会会長に報告をしています。

- 1 対象路線名 市道 線
- 2 要望区間 高松市 地内
- 3 整備区分 現道の一定区間拡幅改良（計画幅員 m・整備延長 m）  
現道の局部改良（交差点改良・待避所設置： か所）  
その他の整備（具体的内容： ）
- 4 整備目的
- 5 道路用地となる土地について、次のとおり確認しました。
  - （1）筆界未定となっていない。 . . .
  - （2）登記名義人が死亡している場合、本市の用地取得に関し、相続人全員より同意を得られている。 . . .
  - （3）抵当権、根抵当権、地役権等の権利が設定されている場合、当該権利者全員より抹消の同意を得られている。 . . .
- 6 添付資料
  - （1）位置図
  - （2）利害関係者全員の同意書及び誓約書
  - （3）その他市長が必要と認める書類

注 5については、該当する□にレ印を記入してください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市生活道路整備事業整備路線決定通知書

年 月 日付けで要望書の提出があった生活道路の整備について、次のとおり整備路線とすることと決定したので高松市生活道路整備事業事務処理要綱第 9 条第 4 項（第 1 5 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

1 路線名	市道 線
2 整備区間	高松市 地内 (裏面、位置図のとおり)
3 整備区分	
4 整備概要	計画幅員 m、整備延長 m
5 事業内容	用地取得 物件損失補償 道路整備工事 舗装工事
6 備考	高松市生活道路整備事業事務処理要綱第 1 0 条の規定に該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消す場合があります。